



よりよい明日を、世界の人々と。
独立行政法人 国際協力機構

平成 1 7 年度 業務実績報告書

平成 1 8 年 6 月

独立行政法人
国際協力機構

総
JR
06-001

本報告書は、「独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）」、「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年外務省令第22号）」及び「外務省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針（平成15年11月17日外務省独立行政法人評価委員会決定）」に基づき、平成17年度の業務実績についてまとめたものである。

目次

I. はじめに	1
---------	---

II. 在外、国内における改革の推進

(1) 現場主義／在外の強化	3
(2) 人間の安全保障の視点	4
(3) 効果・効率性と迅速性	5
(4) 国内事業の改革	8
(5) 国内機関の再編	10
〔参考〕 予算及び経費の効率化の状況	12

III. 平成 17 年度業務実績

<要約>	13
------	----

<小項目ごとの実績> (【 】内の数字は中期計画小項目の便宜上の通番)

1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

【1】 現場(在外)強化と機動的組織運営	17
----------------------	----

(2) 業務運営全体の効率化

【2】 事務手続きの迅速化、合理化	25
-------------------	----

【3】 事業の主要な投入の単位当り経費の効率化	30
-------------------------	----

【4】 本部管理経費の効率化	35
----------------	----

(3) 施設、設備の効率的利用

【5】 施設、設備の利用者数の増加	37
-------------------	----

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総論

【6】 効果的な事業の実施	39
---------------	----

【7】 外務大臣からの緊急の要請への対応	54
----------------------	----

【8】 情報公開、広報の充実及び知見の公開	55
-----------------------	----

【9】 NGO等との連携推進	62
----------------	----

【10】 環境及び社会への配慮	64
-----------------	----

【11】 男女共同参画	67
【12】 客観的で体系的な事業評価	72
(2) 各事業毎の目標	
(イ) 技術協力	
【13】 現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施	81
【14】 案件の適切な投入要素の決定	89
【15】 本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ	92
【16】 専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価	95
(ロ) 無償資金協力の実施促進	
【17】 無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上	98
(ハ) 国民等の協力活動	
【18】 国民等の協力活動の充実	100
【19】 ボランティアの人材確保及びサポート	103
【20】 草の根技術協力事業に対する国民の参加支援	107
【21】 開発教育支援	113
(ニ) 海外移住	
【22】 海外移住者に対する支援	117
(ホ) 災害援助等協力事業	
【23】 災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施	119
(ヘ) 人材養成確保	
【24】 人材養成確保の充実	124
(ト) 附帯業務	
【25】 附帯業務（案件形成支援、調査研究）の実施状況	130
3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画	
(1) 予算（人件費の見積を含む。）	
(2) 収支計画	
(3) 資金計画	
【26】 予算、収支計画、資金計画	134
4. 短期借入金の限度額	
【27】 短期借入金の限度額	142
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
【28】 重要な財産の譲渡等の計画	143
6. 剰余金の使途	
【29】 剰余金の使途	144
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
(1) 施設・設備に関する計画	

【30】 施設・設備に関する計画	145
(2) 人事に関する計画	
【31】 人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画	149
【32】 常勤職員数と人件費総額	151
(3) その他中期計画を達成するために必要な事項	
(イ) 監査の充実	
【33】 外部監査の実施等監査の充実	152
(ロ) 各年度の業績評価	
【34】 各年度の業績評価と業務運営への反映	154

<資料編>

1. 国別・開発課題別の取り組み	
(1) 国別の取り組み	156
(2) 開発課題別の取り組み	160
2. 独立行政法人国際協力機構の概要	166

I. はじめに

政府開発援助（ODA）全体の予算が削減傾向にあり、機構に対する運営交付金も相当規模の削減となっている。機構は、政策的な重点事項等その期待される役割を適確に果たすために、中期計画に基づく効率化（約20億円）に加えて、既存事業の規模等の徹底した見直し等を行い、右予算減にも対応してきた。平成17年度は、運営交付金ベースで対16年度19億円減の1,601億円（△1.2%）の予算で、158カ国に対する協力をを行い、専門家等3,275人及び協力隊等ボランティア関連2,448人を派遣するとともに、研修員19,416人を受け入れた（新規のみ、平成18年5月末現在の人数実績統計暫定値ベース）。

独法化以降、中期目標、中期計画を深掘りし、加速化させる内部改革の取り組みとして「JICA改革プラン（第1弾、第2弾）」を推進してきた。17年度には、在外、国内双方で改革が進展、実体化し、いずれの改革努力も達成への目途が立った段階にある。今後、18年度を仕上げの年とし改革を定着させていくことになる。

これまでの取り組みの結果、中期計画に掲げた業務運営の効率化、業務の質の向上に関する各措置項目も概ね当初想定した水準を達成しつつある。

援助実施機関として開発援助事業の質を確保し、向上させることが大変に重要である。予算の削減傾向が続いている一方、機構が実施する施策・事業に対する期待は一層大きくなっており、事業の質の確保に十分留意して対策を講じていく必要がある。特に、現場のニーズに応えたきめ細かい事業の実施という観点からは、独立行政法人全体に課せられた総人件費削減の方向性の中で、現場（在外）強化を今後どのように実現・維持していくかが大きな課題となっている。

機構の事業は、専門家や青年海外協力隊員が途上国の現場で直接現地の人々とともに活動しその国づくりを進めるものであり、制度構築や人材育成支援を通じて、ODA全体における「開発モデルの構築」という機能を果たしてきた。

政府系金融機関の改革から派生したODA改革の議論では、こうした機構の役割が評価され、援助の効率的実施及び「顔の見える援助」の観点から、円借款及び無償資金協力についてもJICAに統合するとの方向性が示された。円借款、技術協力、無償資金協力の連携をさらに強化し、援助効果を一層向上させようという実施機関統合の狙いは大変に重い課題である。

相互依存が深化している現代においては、世界の人々と連帯して共通の利益である「国際益」を実現することが、日本国民の安全と繁栄にも繋がっている。機構は、日本が果たすべき国際社会の一員としての国際益の実現に貢献する事業、具体的には、紛争からの復興（アフガニスタン支援）、国境を越えて蔓延する感染症への対応（HIV/AIDS、鳥

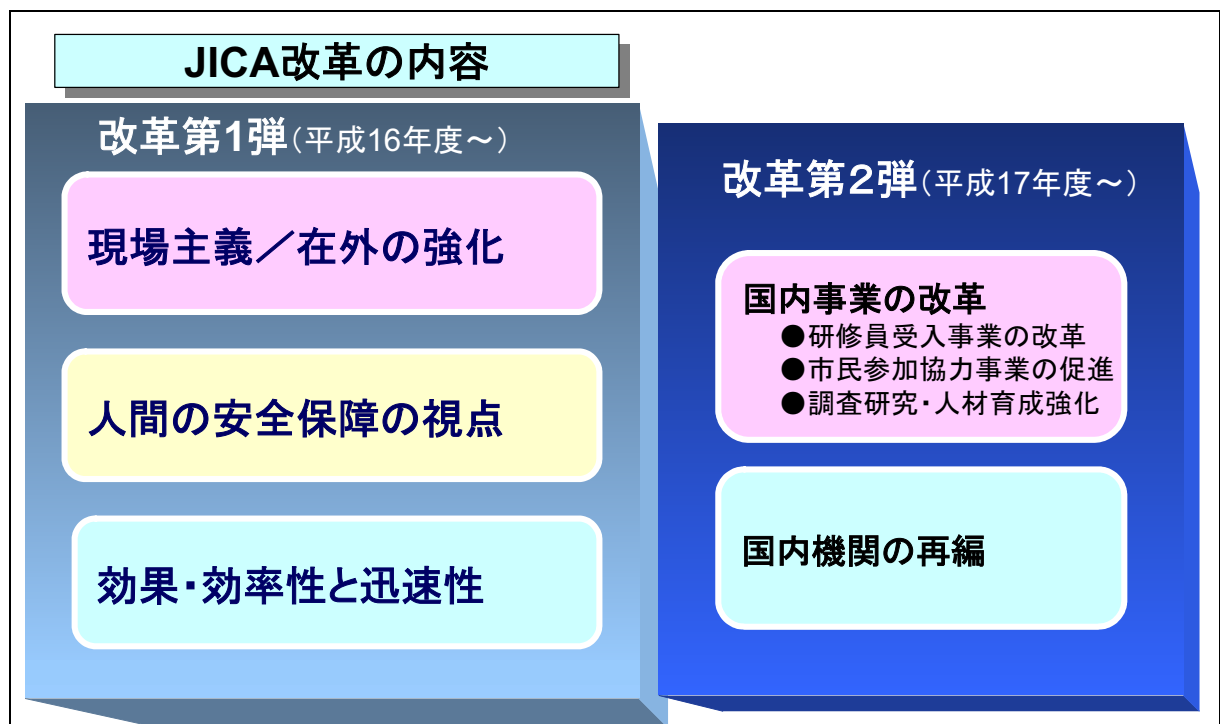
および新型インフルエンザ対応能力の向上支援)などに積極的に取り組んできたところであるが、今回の政府開発援助の見直しが目指す援助効果の一層の拡大という目標に向かって、新たな挑戦に取り組むことが求められている。

Ⅱ. 在外、国内における改革の推進

機構は、中期目標・中期計画の取り組みを一層強化するため、平成16年3月に打ち出した「JICA改革プラン」に基づき、「現場主義」、「人間の安全保障」、「効果・効率性と迅速性」の3つの視点から業務運営や組織体制の改革を図っている。

本年度は、平成16年度に引き続き、在外への人員シフトや権限委譲など、「海外」の現場強化を進め、その定着を図った。在外強化の成果と課題の中間レビューの結果、事業実施のスピードアップ等の成果が確認された。

また、途上国の現場のニーズを確実に受け止め、的確かつ迅速に応えるための日本国内の実施体制の強化を図るため、平成17年3月に「JICA改革プラン（第二弾）」をとりまとめ、国内事業の改革と国内機関の再編に着手した。国内事業改革では、研修員受入事業の改革、市民参加促進のための拠点として広尾センター開所に向けた準備、国際協力人材に対する研修の見直し等に取り組むとともに、国内機関の再編については、JICA八王子の閉鎖及び広尾センターの開設に向けた準備のほか、首都圏・中部を除く残り8ブロックの国内機関の機能の再点検を行った。

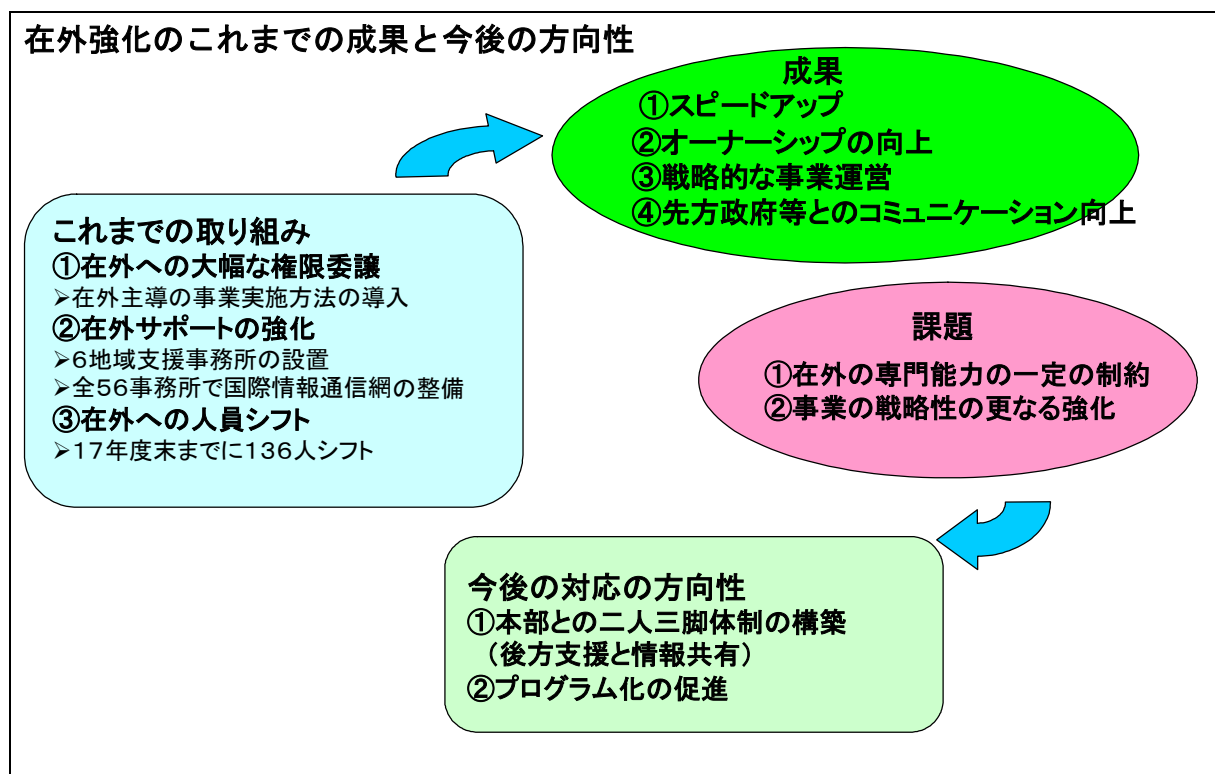


（1）現場主義／在外の強化

16年度に8在外事務所にて試行導入した「在外主管」案件（在外事務所が主導して事業を計画から実施まで一貫して行う案件）について、17年度には30重点推進事務所において支出金額ベースで約4割にあたる案件につき本格導入した。また、17年度末まで

に136人の人員を在外にシフトし、国際情報通信網、新たな事業管理支援システム及び経理システムを整備して、在外主導による事業実施のための体制整備・強化を推進した。

さらに、こうした在外強化の取り組みにつきレビューを行い、これまでの成果を確認するとともに、今後抽出された課題に対する具体策を講じることとした。成果としては、①案件準備期間の短縮等事業のスピードアップ、②事業に対する在外事務所のオーナーシップの向上、③途上国の開発課題への戦略的なアプローチの強化、④在外における意思決定権限拡大を踏まえた、相手国機関とのコミュニケーションの強化、等が認められた。同時に、①在外事務所によっては技術的専門性に関し一定の制約があること、②事業の予測性の向上や環境変化に合わせた柔軟な対応の必要性、といった課題が指摘され、今後の在外強化の推進においては、①本部・在外の「二人三脚体制の強化」（後方支援と情報共有の強化）、②プログラム化の一層の推進等を検討することとしている。



(2) 人間の安全保障の視点

一人一人の人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目指すのが「人間の安全保障」の考え方である（ODA中期政策）。この「人間の安全保障」の事業における実践として、16年度に行った概念整理を踏まえ、17年度には、各国の国別事業実施計画、各地域に対する取り組み方針、課題別指針の策定・改訂に反映さ

せるとともに、案件の形成等を促進した。また、他ドナーとも協調しつつ、国際場裡での人間の安全保障の考え方の発信・共有に努めた。在外事務所においても、人間の安全保障の概念が、事務所員の思考や行動様式に一定の浸透を果たし、案件間の連携を推進し、分野横断的な取り組みが図られるようになってきている。後述のファスト・トラック制度等も利用しつつ、迅速かつタイムリーな支援を進めており、例えば、平和構築支援分野では、17年度中にアフリカ地域でスーダン、チャド、エリトリア、ルワンダ等の8カ国において、帰還民支援、難民受け入れ地域周辺住民支援、除隊兵士支援等13件の事業を実施した。

人間の安全保障のレビュー結果（在外事務所からの声の例）

●人間の安全保障概念の導入による変化

- ①事業において、政府とコミュニティ双方への働きかけに強く留意
- ②先方政府に対して人間の安全保障の考え方を踏まえた具体的な働きかけを行った（パキスタン：震災後に、障害者に配慮した建物再建を提言し、先方政府の理解を得た）

●人間の安全保障の理解促進（主流化）

- ①先方政府等とのワークショップ開催を通じて関係者の理解が進み、要請に反映（カンボジア、スリランカ、ボリビア等）
- ②途上国の国家開発計画に概念がとりこまれるとともに、世銀、UNDP等他機関と人間の安全保障の実践について覚書を交換（ボリビア）

●人間の安全保障実践上の課題

- ①地域内および本部における、人間の安全保障実践の好事例・教訓の共有促進
- ②PCM（プロジェクト・サイクル・マネジメント）、モニタリング方法の検討

（3） 効果・効率性と迅速性

● 戦略的なアプローチ

機構は、我が国の援助戦略に沿って効果的にかつ効率的に事業を実施するため、「国別事業実施計画」を策定し、各国の援助ニーズに基づいた重点開発課題を特定し、地域や国の協力についての事業戦略を明確にしている。この計画をもとに、途上国の開発目標の達成に向けて開発課題を総合的に解決するための「プログラム」という各種協力のまとまりを設定するとともに、これを集約化することにより、メリハリのついた協力事業の形成・実施に努めた（1カ国当りの平均プログラム数は14年度の14.7件から17年度には11.7件に絞られた）。さらに、17年度には、プログラムの戦略性強化を一層進めるため、より開発政策等に適合し、成果の明確な協力目標とそれを達成するための協力シナリオを有するよう、プログラムの内容や構成要素の見直しを図っている。

ガーナ国アッパーウエスト州住民の健康改善プログラム ～様々なスキームを有機的に組み合わせた課題へのアプローチ～

ガーナ国アッパーウエスト州は同国最貧困州の一つであり、ガーナ現地ODAタスクフォースでは人間の安全保障という観点から支援の優先地域としている。本プロジェクトは、保健指標（5歳未満児死亡率）も最低である同州において、以下の事業の組み合わせを通じた支援により、プログラム目標である関係医療施設の機能・サービス向上及び住民参加によるアッパーウエスト州の地域保健強化を行い、住民の健康状態の改善を達成するもの。

* 技術協力プロジェクト「アッパーウエスト州地域保健強化プロジェクト」

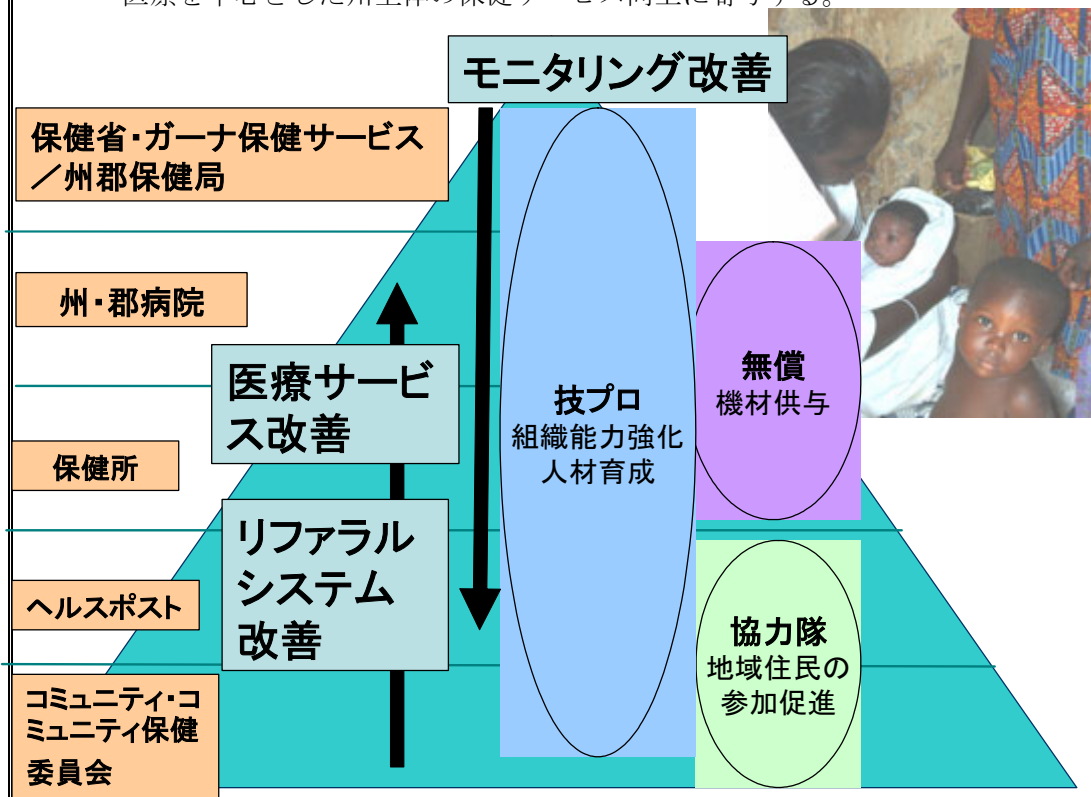
国家政策である保健師駐在所（ヘルスポスト）の拡大等を通じ、住民への基礎的保健医療サービスのアクセス向上を目的とする。

* ボランティア（JOCV）による地域住民の参加促進

コミュニティの健康改善にかかる様々な活動を行い、地域住民の参加促進、ひいてはエンパワーメントによる健康改善の推進によって、ヘルスポストとの相乗効果を得る。

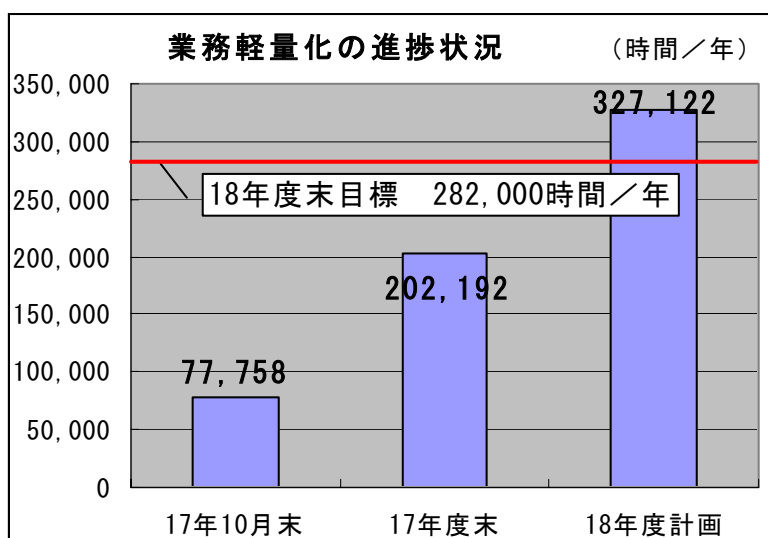
* 無償資金協力による医療機関への機材供与

州病院・郡病院、保健所、保健師養成校への機材供与により、一次医療、二次医療を中心とした州全体の保健サービス向上に寄与する。



● 業務軽量化の取り組み

限られた人員体制の下で、在外強化を進め、現場のニーズに応えたきめ細かい案件形成・実施監理により事業の質を向上させるためには、業務の方法や配分を見直し、省力化できる部分は極力省力化し、その労力を事業の質を高める業務に振り向けることが必要である。このため、平成18年度末までに平成16年度時点の業務量の約1割を軽量化することを目標に、平成17年度から全機構的に業務の必要性、あり方を徹底的に見直す取り組みを開始した。この結果、在外経理も含め本部一括決算方式を採用した経理制度改革、複数年度契約の導入、ITの一層の活用による事業・予算両方の管理システムの導入による大幅な事務の合理化等大小様々な見直しが行われ、年間約20万時間の業務の軽量化が実現した。これは、組織全体の業務量の約7.5%の業務に相当する軽量化にあたり、在外強化を目指した業務および人員の在外シフトを下支えする結果となった。さらに、軽量化への取組みの一環として開始された専門家派遣手続きの「ワンストップサービス（人選決定後の派遣手続きを一貫して行う取り組み）」等、業務の効率化とともに質の向上につながる成果が現れてきている。また、18年度は当初目標を一層上回る計画を設定して取り組むこととしている。



● ファスト・トラック制度の導入

緊急性の高い事業を迅速に対応できるようにファスト・トラック制度を導入し、パレスチナ自治区や南スーダンにおける平和構築支援を速やかに立ち上げた。

また、パキスタン地震に対する緊急援助においては、山岳部においていち早く活動を展開するとともに、高度医療機器を携行したことから、他の医療支援団体からサービス提供の依頼がなされるなど、現場で中心的役割を果たした。さらに、災害後の緊急支援・救急活動の段階から復旧・復興支援への円滑な移行の促進を図るべく、ファスト・トラック制度を適用して協力案件を立ち上げた。

【ファスト・トラック制度】

定義：緊急性の高い事業を、簡素化された手続きなどにより、迅速に計画・実施する制度

適用範囲：国・地域単位、課題単位（例えば津波対応）、あるいは場合によって案件単位のいずれかを想定。

制度の周知：制度の概要及び適用先について、適宜ホームページ等により公開。

内容：構成要素として想定していた以下のものにつき、具体的な制度の整備を進めた。

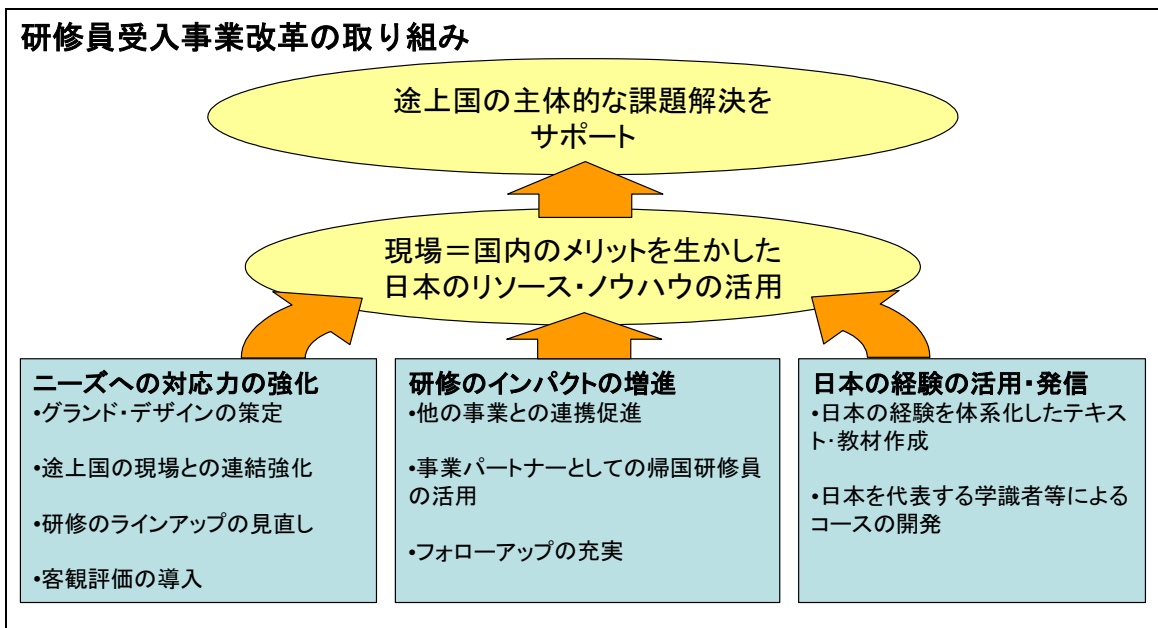
- ① 立ち上げまでの手続きの簡素化（事前評価表記載事項の簡略化等）
- ② 人材確保の迅速化（初動時のコンサルタントプール制、専門員・職員等各種人材のリスト化、専門家選定手続きの迅速化等）
- ③ その他（ロジ支援体制の強化の検討等）

成果：スーダン「ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査」案件では、9月下旬に要請書を受理後、10月に案件採択、11月に事前調査開始、1月に本格調査開始となり、一貫して迅速な対応が行われた（通常では本格稼働は4月以降）。また、パレスチナ・ジェリコ地域開発マスタープラン調査においても、通常3ヶ月程度を要するコンサルタント選定期間が大幅に短縮され、1ヶ月以内に人員の確保に至った。

（4）国内事業の改革

（ア）研修員受入事業の改革

途上国のニーズにより適確に応えた研修員受入事業に改善・再編すべく、研修コースの選択と集中、研修成果の発現促進、日本固有の経験の活用を軸とする取組みを進めた。具体的には、30の開発課題について、課題毎に途上国の問題解決に必要な研修のニーズを分析・整理し、既存の研修コースから重複している領域及び途上国側のニーズに対応できていない領域等を整理した上で、今後のコースの改廃・新設の再編、再構築案を検討し、日本側が積極的に協力を進めるべき重要コースの研修内容の改善を図る3年間程度の整備計画（「グランド・デザイン」）を作成した。また、課題別研修を計画する際には当該国の他の事業と組み合わせることで、帰国研修員が現地で実施中のプロジェクトにより具体的に研修成果を発現し、研修のインパクトが最大限に発揮されるよう配慮した。さらに、日本国内で行われる技術協力としての研修事業の強みがより発揮されるように、地方行政や組織経営といった日本が国際的にも独自の経験を有し、途上国のニーズも高い分野について、日本の経験を体系的な教材としてとりまとめた。



(イ) 市民参加協力事業の促進

NGO、学生、自治体等を中心とした市民による国際協力の促進の全国的な拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）の開設準備を進めた（平成18年4月開所）。広尾センターの主な機能は、開発問題及び国際協力への関心・理解の促進、国際協力への参加促進、市民による国際協力事業の支援、ボランティア体験の社会還元促進、市民のニーズの受信、経験の蓄積、情報の発信等である。

また、大学との組織的な連携の枠組みとして、研修員受入、専門家派遣、連携講座の実施等協力の実績を踏まえ、包括的な枠組みにより関係を強化する「連携包括協定」について、16年度の帯広畜産大学に続き、17年度は北海道大学及び広島大学との間で締結した。帯広畜産大学では、海外のボランティア経験者を対象とした「畜産学研究科修士課程国際協力特別選抜」新設という展開が見られた。また、今後の国際協力事業への熱意・発展性が見込まれる大学と国内機関と間の協力枠組みの強化を目的とする「覚書」を新たに導入し、17年度は横浜市立大学と締結の上、連携講座を実施するなど、大学との連携促進・関係強化を進めた。

(ウ) 調査研究と人材育成の強化

国際総合協力研修所を、実践的シンクタンクとして位置づけ、援助現場の経験、知識を集約し、現場主義の実践を担う機構関係者の能力向上に取り組んだ。

例えば、途上国の「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」の事例研究を行い、その結果を踏まえ、廃棄物管理分野の開発事業に関係する各行動主体のキャパシティを事前評価するためのチェックリストを試作し、現場での試行を通じてこれ

を改善し、より効果的な協力の形成に資するツールとすることを図った。この他にも、調査研究の成果を活かした職員研修（例：調査研究「国別診断手法の検討」の成果を活用した職員研修「国を見る方法に関する研修」）等を実施した。

また、技術協力専門家を目指す人が必要な知識や手法等を習得するための「技術協力専門家養成研修」の対象分野を大幅に見直し、平成16年度の16コースを11コースに改編・統合して、実施したことに加え、援助の現場で活躍できる即戦力人材の育成を強化する観点から、既存の人材養成事業プログラム全体の見直しに着手した。

（５）国内機関の再編

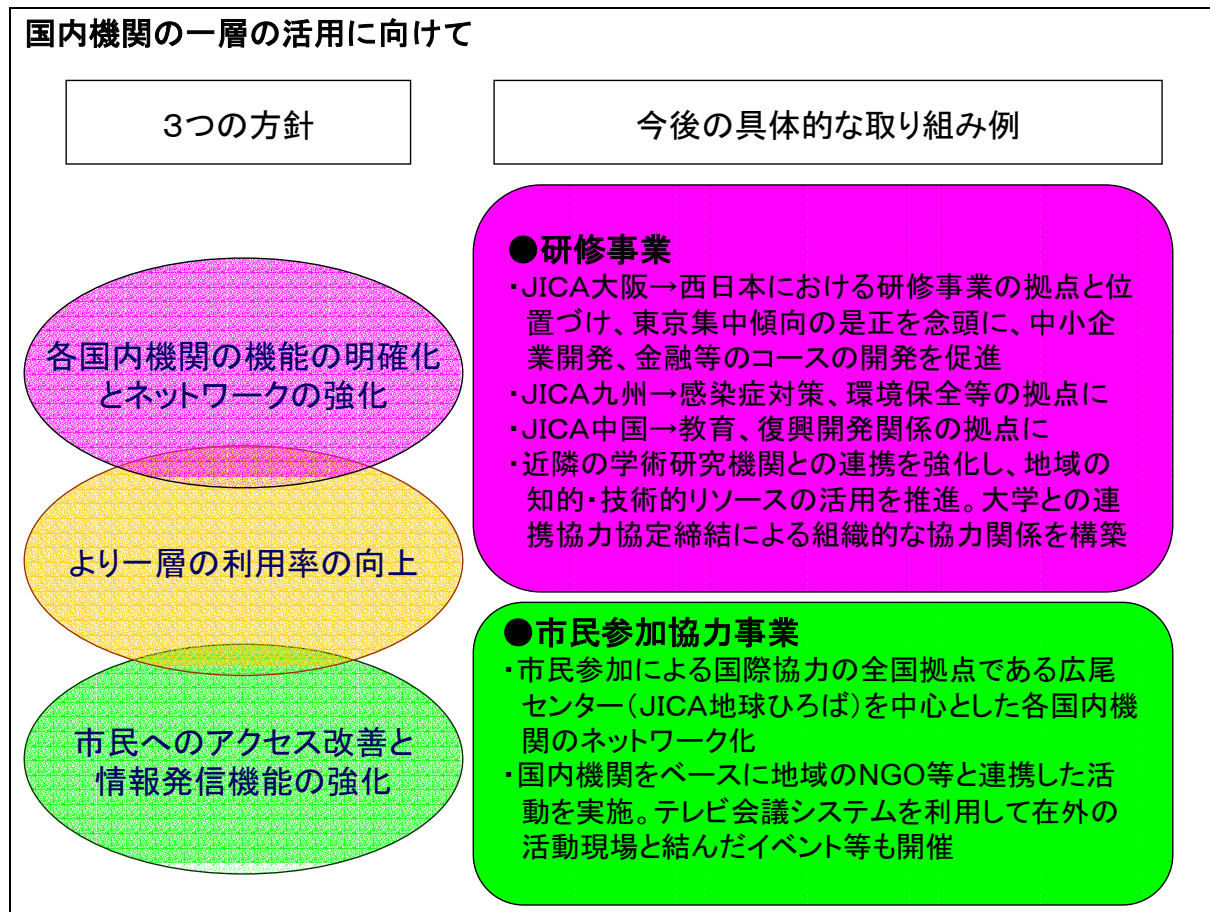
「JICA改革プラン（第二弾）」として打ち出した国内機関の機能の集中と合理化の方針に基づき、首都圏においてはJICA八王子を平成18年4月に組織上廃止し、研修事業をJICA東京に移管・集約するとともに、広尾センター（JICA地球ひろば）における市民参加協力の拠点化を行った。

【JICA八王子（八王子国際センター）の閉鎖】

- ア. 1976年2月に設立されて以来、地域の自治体や市民の国際協力事業への理解・協力の下、これまでに世界164カ国、計11,080人の研修員を受け入れてきた。所管する三多摩地域及び山梨県に所在する多くの大学、研究・研修機関の優位性を生かし、主に職業訓練、ガバナンス、感染症対策、環境分野といった分野における研修を実施し、その実績も踏まえて、例えばパレスチナ難民支援（職業訓練）やボスニア・ヘルツェゴビナ向けの民族融和の促進コース等、新たな開発課題に対する迅速な取り組みも進めてきた。
- イ. 市民参加協力事業においては、草の根技術協力の実施、市民と研修員の交流会の開催や研修員による地元小中学校訪問等、住民と研修員が直接触れ合う機会の提供を通じ、国際協力への理解促進につながる活動も行ってきた。
- ウ. 同センターの事業実施や施設利用者数は全国のセンターの中でも見劣りするものではないが、首都圏に4つの国内機関が設置されていることも考慮し、全体のバランスの中で在外強化のための資源配分という経営判断に基づき閉鎖を決断した。過去30年間にわたる関係諸機関の協力と理解への感謝の意を表するため3月末に開催した「八王子国際センター感謝のつどい」では、約100名の方々に参集いただく中、八王子センターの閉館を惜しむ声、また、他センターに引き継がれる各事業がさらに発展していくことを願う声が多数聞かれた。

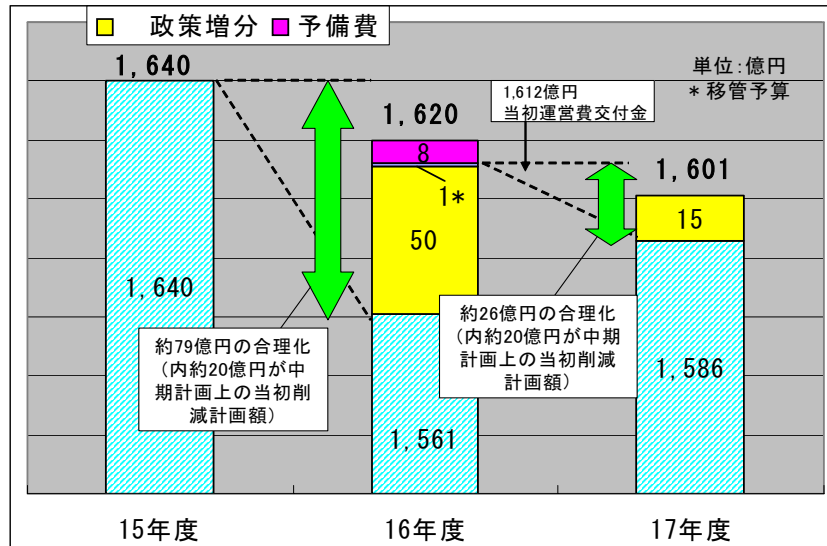
また、17年度には、全国10のブロックのうち、首都圏及び中部を除く残り8つのブロックを対象に、各国内機関が果たすべき機能の再点検を行った。その結果、事

業展開及び経済性の観点から閉鎖すべき国内機関はないが、一層効果的な事業実施のため、以下のとおり機能強化を図ることとした。これらは18年度から実施する予定である。



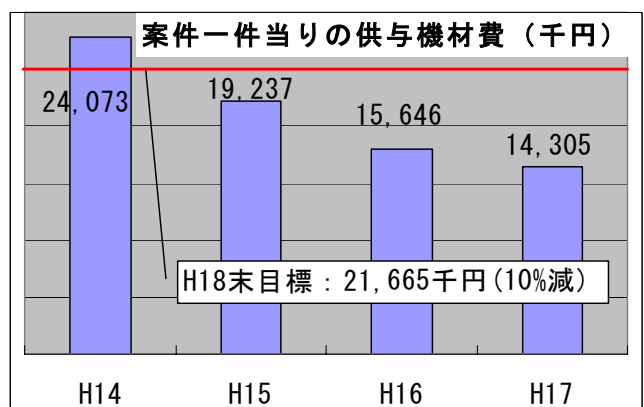
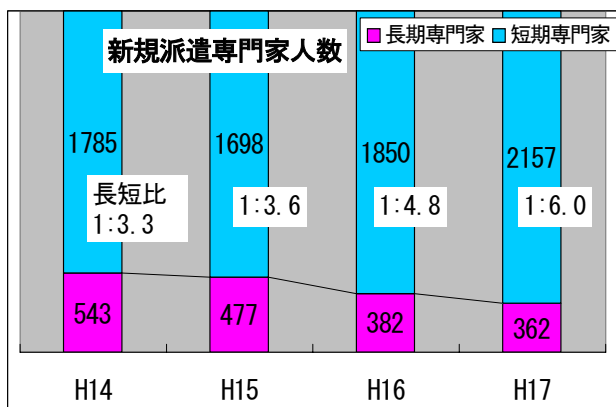
[参考] 予算及び経費の効率化の状況

機構の中期計画予算（平成15年度下期～平成18年度）では、毎年度1.22%（約20億円）の効率化を行うことが定められているが、予算ベースで17年度には約26億円の合理化を行い、16年度の79億円とあわせて約105億円の合理化を図っている。



予算(運営費交付金)にかかる効率化の状況

17年度は、業務経費については事業の主要な投入にかかる単位当り経費の削減、一般管理費については通話料金サービス契約の見直しや新人事・給与制度の定着、早期退職の促進等により、効率化を進めた。事業の主要な投入については、長期専門家の新規派遣人数33%減、案件一件当たり供与機材費41%減等と各投入単価で中期計画目標を上回る削減が進んだ。こうした投入単価の削減には、政策支援等のソフト型案件の増加等支援ニーズの変化に伴う投入の変化や、在外（現場）への権限委譲の拡充に伴う現地リソースの活用増加といった事柄も効果を及ぼしている。



Ⅲ. 平成17年度業務実績

<要約>

1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営における機動性の向上

「JICA改革プラン」の中核である「現場（在外）強化」については、案件全体の計画・実施・評価まで一貫して在外事務所が責任をもつ「在外主管」の仕組みを30カ国の重点推進事務所を対象に導入し、在外事務所の権限及び責任を大幅に拡充した。また、国際情報通信網（JICA-WAN）を全在外事務所に接続するとともに、18年3月から「経理業務統合システム」を導入し、現場強化に定着に向けた業務実施基盤を整備した。これらの取り組みを通じて、案件立ち上げの迅速化や相手国等関係者とのコミュニケーションの強化などの効果が現れている。また、各国に設置された現地ODAタスクフォースにおいても、情報発信や広報、相手国との協議等において積極的な活動を展開した。

(2) 業務運営全体の効率化

機構の中期計画予算（平成15年度下期～平成18年度）では、平成16年度以降の運営費交付金について、毎年度1.22%の効率化を行うことが定められており、これに向けて、業務経費及び本部管理経費の効率化に取り組んでいる。

事業実施に必要な主要な投入（専門家、研修員、機材、調査団派遣等）に係る単位当りの経費については、中期目標期間中平均10%程度の削減を図ることとしている。17年度の実績では、14年度に比べ、長期専門家の新規派遣人数33%減、研修員一人当たり滞在経費13%減、案件一件当たり供与機材費41%減、調査団一件当たり所要経費12%減と中期計画目標を上回る削減が進んだ。

本部の管理経費（物件費、人件費）についても、中期目標期間中、14年度と比べて10%程度の効率化を達成すべく、本部事務所借料の削減、新人事・給与制度の導入、早期退職の促進等、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策に取り組んでいる。一般管理費の17年度実績は、14年度予算比10.3%減の9,471百万円となり、15年度に外務省独立行政法人評価委員会に報告した計画額（9,771百万円）及び最終目標値を下回った。

また、専門家派遣及び研修員受入れの手続きについては、ワンストップサービスの導入や研修員受入支援センターの設置により事務合理化が図られたほか、コンサルタント契約における公示から契約締結までの手続き日数については14年度比13%減と引き続き迅速な手続きに努めた。機材の調達業務については、現地調達における価格競争比率がより一層向上するとともに、調達関連情報の迅速な公表を行った。

(3) 施設、設備の効率的利用

機構が保有する国際センター等の施設について、各国内機関における研修実施時期の平準化と、国民参加協力推進事業の一層の拡充に加え、国内機関毎に策定された利用者数向上のための計画

を実施し、利用者数は約324千人と15年度比6.6%増加し、中期計画目標を上回った。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 総論

政府の援助方針に則り、途上国の援助ニーズに対し、よりの確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、現場強化を推進し、重要な開発課題を総合的に解決するアプローチとしてのプログラムの集約化や「人間の安全保障」の事業における実践を進めた。また、平和構築支援分野の事業実施体制を強化し、緊急性の高い事業を迅速に計画・実施する「ファスト・トラック制度」を導入した。17年度は南スーダン支援など3件に適用し、具体的な成果に結びついている。

広報活動についても、広報媒体の見直しや広報マニュアル（英語版）の作成・配付など、着実な取り組みを進めた。環境及び社会に配慮した業務運営の実施については、これまで未認証であった8国内機関も含めた国内全部署において国際環境規格認証（ISO14001）を取得した。また、開発援助における男女共同参画推進のため、新たな研修ツールの開発等により、機構内のジェンダー主流化推進体制の一層の定着を図った結果、現場における実践に向けた取り組みも増加しつつある。

事業評価については、小規模案件に対する簡易評価制度導入による評価制度の合理化や在外強化に即した評価実施体制の強化を行い、事前から事後までの一貫した評価体制の整備に努めた。また、第三者機関への評価の委託による外部評価の充実を図り、外部有識者等が事後評価に参加した割合は中期計画目標（50%）を上回り、実施件数の58%となった。

(2) 各事業毎の目標

(イ) 技術協力

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、途上国間で相互に協力を行うことを支援する南南協力支援事業の充実や帰国研修員同窓会等の途上国の人材・組織のネットワーク化を進めた。また、事業における民間の活用を推進したほか、事前調査の標準化をはじめとする事業実施の手順の改善・定着化を進めた。さらに、JICA改革プランにおいて打ち出された方針に基づいて研修事業の改善に着手し、研修コースの選択と集中等を行ったほか、専門家選定のガイドラインやコンサルタント選定手続きの改善に努め、適正な援助人材の確保に努めた。

(ロ) 無償資金協力の実施促進

無償資金協力の実施を担う事業関係者（コンサルタント、建設会社等）を対象とした説明会を大幅に拡充し、広く情報を公開してその参加を呼びかけるとともに、第三者による技術的監査を実施し、適切な事業実施の促進に努めた。

(ハ) 国民等の協力活動

ボランティア事業（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等）については、参加方法の多様化等に取り組んだ結果、参加者数が増加したことに加え、適格な人材の確保のため、文部科学省と連携した教員の現職参加促進や登録者の増加を実現した。派遣中の医療・交通安全対策等の

サポートに加え、新たにハローワークと連携して帰国隊員の進路対策を充実させる等、参加環境の改善を進めた。

NGOや地方自治体を対象とする草の根技術協力事業については、ホームページを通じた各種情報提供の一層の充実、NGO等からの提言も踏まえた事務合理化策の継続、また、地方自治体における国際協力推進員や在外におけるNGO－JICAジャパンデスクの配置を通じた市民の理解と参加の促進を図り、平成15年度に比べ20%増の事業を実施した。開発教育支援については、派遣中の青年海外協力隊員に対し社会還元の手法について研修を実施する等、質の向上に向けた新たな取り組みを開始し、本部・国内機関の訪問については、事前に学生のニーズを把握する等きめ細かな対応により、訪問学校数が増加した。さらに、NGO、学生、自治体等を中心とした市民による国際協力の促進の全国的な拠点として広尾センター（JICA地球ひろば）の開設準備を進めた（平成18年4月開所）。

（二）海外移住

移住事業の重点化を継続し、高齢者福祉、日本語教育分野を中心とした人材育成事業を支援するとともに、経済・技術協力事業との連携を進めた。また、平成14年度に開館した海外移住資料館の利用者が増加しており、運営が軌道に乗りつつある。

（ホ）災害援助等協力事業

必要機材・物資の備蓄と整備や隊員の訓練・研修など必要な準備に平時から取り組み、甚大な被害を出したパキスタン等大地震災害に対して、緊急援助活動を迅速かつ確実に実施した。また、緊急援助物資の供与についても19件の物資供与を適確に実施し、そのフォローアップにも努めた。

（へ）人材養成確保

平成15年度よりサービスを開始した国際協力人材センターの体制の強化と定着に取り組み、専用ホームページ「PARTNER」の利用増加に努めた結果、新規に2,291件の求人や研修・セミナーに関する情報が提供され、また、1,278名の国際協力人材の新規登録者を確保することができた。また、人材養成ニーズを踏まえた専門家養成研修等の抜本的な見直しに着手するとともに、インターン受入の拡大等人材育成を促進した。さらに、新たな取り組みとして、大学と連携包括協定や覚書を締結して大学との協力の枠組みを強化した。

（ト）附帯業務

プロジェクト形成調査等については、協力対象国の重点開発課題について課題解決のための中長期のプログラムをデザインし、優良案件や緊急性の高い案件の発掘・形成支援事業を適確に実施した。また、途上国の「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」を始めとする重要な開発課題に係る調査研究の実施により、事業実施のための方針の整理や事業経験の体系化、援助マネジメント手法の研究を行うとともに、その成果の発信を行った。

3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画

計画的な事業の実施等により、予算繰越額は平成16年度に比べ減少した。また、固定経費の定義を明確にし、その節減を行っている。国内機関については、国内機関再編の基本方針の下で準備を着実に進め、実施体制面での効率化も図っている。

4. 短期借入金の限度額

実績がないため評価対象外とする。

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物について譲渡に向けた準備を着実に進めた。

6. 剰余金の使途

実績がないため評価対象外とする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

施設・設備改修計画に基づき設計・工事を実施するとともに、JICA八王子の閉鎖を含む首都圏の国内機関の再編（平成18年4月）準備を着実に進めた。また、首都圏及び中部を除く残り8つのブロックを対象に、各国内機関が果たすべき機能の再点検を行い、一層効果的な事業実施のための方針を取りまとめた。

(2) 人事に関する計画

16年度に導入した資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を定着させるため、引き続き研修等の取り組みを行うとともに、全職員を対象に評価結果を12月の賞与に反映させた。また、在外強化の方向性を踏まえた職員の配置に努めた。職員の能力開発については、人材能力開発タスクフォースを立ち上げ、新たな研修コースを導入した。人員に関しては、平成17年度末の常勤職員数及び17年度の人件費ともに計画の範囲内であった。

(3) その他中期目標を達成するために必要な事項

会計監査人による外部監査を実施するとともに、内部監査を実施し、監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を図った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。

業績評価については、業務実績の定期モニタリング、内部検討委員会や部署別の目標監理といった仕組みを通じて、独立行政法人評価を機構のマネジメント・サイクルに定着させた。